(1)平成21年4月10日 金曜日 宮 城 県 公 報 第2049号 ○肥料の登録事項の変更 〇救急医療機関の認定 〇保安林の指定の解除 ○飼料試験結果の公表 ○家畜伝染病の発生 ○普通肥料の検査結果の公表 ○肥料の登録の失効 ○肥料の登録 ○農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託 ○沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託 ○土地改良区役員の就任の届出 ○土地改良区の定款変更の認可 〇土地改良区の定款変更の認可 (二件) 〇平成十七年宮城県告示第千百九十三号 (浸水想定区域の指定)の一部改 ○道路の区域変更 (二件) ○特殊肥料の検査結果の公表 ○肥料の登録有効期間の更新 ○林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託 ○平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の 正 技術の利用に関する規則に基づく告示)の一部改正 教育委員会 告 目 示 次 (気仙沼地方振興事務所) (東部地方振興事務所) (農林水産経営支援課) (北部地方振興事務所) 行 (農産園芸環境課) 城 宮 (河 (医療整備課) **道** (森林整備課) (情報政策課 (総務部私学文書課) 路 同 Ш 同 産 同 同 同 同 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 課 課 電話 022(211)2267 ページ (毎週火,金曜日発行) 九 九 九 八 七 五 五 兀 兀 業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。 救急病院と認定した。 ○宮城県告示第三百六十六号 ಶ್ಠ 基づく告示)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月十日から施行する。 ○宮城県労働委員会あっせん員候補者の告示 ○宮城県告示第三百六十七号 ○宮城県告示第三百六十五号 ○個人演説会等の公営施設の告示の一部改正 ○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 ○証票の無効 ○教育委員会定例会の開催 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百五十八条第一項の規定により、林業・木材産 平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、 古川民主病院 平成二十一年四月十日 平成二十一年四月十日 委託の相手方 平成二十一年四月十日 23中「第五十三条第四十六項及び第四十七項」を「第五十三条第五十項及び第五十一項」に改め 名 労働委員会 選挙管理委員会 告 - 一四大崎市古川駅東日 所 在 示 丁目 地 平成二十一年四月十 宮城県知事 宮城県知事 宮城県知事 認定年月日 村 村 村 平成二十四年四月九 井 井 井 認定の有効期限 嘉 嘉

次の病院を

0

0 0 0

九

浩

浩

第2049号 平成21年4月10	日 金曜日 宮	城 県 公 報	(2)
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 一 委託期間 一 委託期間 一 委託の相手方	平成二十一年四月十日○宮城県告示第三百六十八号 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日次のとおり委託した。○宮城県告示第三百六十八号 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	に	角田市梶賀字高畑北百五十三番地
五十八条第一項の規定により、農業改良資金日まで日まで	により、沿岸	京城中央森林組合 東和町森林組合 東和町森林組合 東和町森林組合 東和町森林組合 東和町森林組合 京仙沼市森林組合 李吉町森林組合 李吉町森林組合 李吉町森林組合 李吉町森林組合 李吉町森林組合 李吉町森林組合	仙南中央森林組合
平成二十一年四月十日	肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条第一項の規定により、 ○宮城県告示第三百七十号一 委託期間一 委託期間一 委託期間一 公司域県路農業協同組合一 公司域県路農農業協同組合	一 委託の相手方 一 委託の相手方 ― 委託の相手方 ― 重理都亘理町逢隈田沢字遠原三十六 名取市増田一丁目十二番三十六号 岩沼市中央二丁目五番三十六号 岩沼市中央二丁目五番三十六号 大崎市古川北町三丁目十番地の二 大崎市古川北町三丁目十番地の二 大崎市古川北町三丁目十番地の二 大崎市古川北町三丁目十番世の二 大崎市古川北町三丁目十番世の一 大崎市古川北町三丁目十番世の一 大崎市古川北町三丁目十番世十六号 加美郡色麻町四竃字枛木町十四番地の一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	に係る償還金の収納事務を平成二十一年三月三十日次のとおり委託した。
宮城県知事村井嘉	の規定により、業協同組合	南三陸農業協同組合	十日次のとおり委託した。
浩	次のとおり肥料の登録	浩	

	※対 3水長ョコワ				保証成分量	分量 (%)			上温 後当り たら		
登録年月日	(宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格	又は名の称	生産業者の住所	有效期限
十平 一成 月二十 日年	第五五四号	副産石灰肥料	ターボS				四八・〇	項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事含有を許される有害成分の	岩水石灰工業㈱	二三四五番地静岡県浜松市浜北区根堅	十一月四日 平成二十六年
十平 一成 月二十 四年	第五五五号	副産石灰肥料	灰かきがら副産石				四六・〇	項は公定規格のとおり 最大量及びその他の制限事 含有を許される有害成分の	パン(有) シー エフジャ	町一三番地 愛知県岡崎市市場町字東	十一月三日 平成二十六年
十平 一成 月二 四十 日年	第五五六号	副産石灰肥料	灰きがら副産石				四六・〇	項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事含有を許される有害成分の	南星産業㈱	町三七八番地奈良県大和郡山市発志院	十一月三日 平成二十六年
十二成 月十七日	第五五七号	副産石灰肥料	蛎太郎				五・〇	項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事含有を許される有害成分の	ザー ファー ティ ライ	七番三号仙台市泉区南光台五丁目	十二月十六 日十六年
三平月成二日十一年	第五五八号	混合有機質肥料	バイオノミクス	六 · 五	四 · ○	<u>-</u>		項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事含有を許される有害成分の	大成農材㈱	町二丁目一四番一四号広島県広島市東区戸坂新	平成二十 四年
肥料取締法 (昭和二十五年)	昭和二十五年法三百七十一号					欠のとおう肥料の登					
平成二十一年四月十日 録の有効期間の更新をした。	年四月十日	肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、	第十二条第二項の	規定により		こり月米でき					
		律第百二十七号)	第十二条第二項の	規 定 に よ り) 月 米 C R					
所用目	登録番号	律第百二十七号)	第十二条第二項の	規 規 定 に よ り	7T	· 浩 浩 * * * * * * * * * * * * * * * * * *					
更新年月日	「宮成果)	律第百二十七号)	第十二条第二項の第十二条第二項の		1 77	分量 浩 朋)	生産業者の氏名	TITT (Mr dip initial)	
平 月六日十 日 年		(津第百二十七号)	第十二条第二項の名称	窒素全量 対 対 により	= T	加里全量アルカリ分		そ の 他 の 規 格	又 生産 業者 の 氏名 称名	生産業者の住所	 有 効 期 限
一平 月成二 日一 年			ムリー 一二・・〇 肥料の名称 カル・〇苦土入 ルシウウ	室 素全 村 により	1	全量 万量 浩	〇 分	規びさ の		四七番二号とは一番二号の住所を発表の住所を発表の住所を開始した。	一平 月成二 有 二十十 財 七七 日年
一平 月成 十二 日 日 年		肥炭酸カルシウム	ムリー ムリー に 一 に 料 の 名 か か 苦 土 入 ・) 古 土 入 ・) ウ カ 土 土 入 ・) ウ カ ナ カ カ エ カ ウ ウ カ カ エ カ カ カ エ カ ウ カ カ カ カ カ	室 素全 村 により	 	***	〇 〇 分	項は大量なでは、 では公定規でする有を許される有を許される有害がでれる有害がある。 では公定規格のとおり限事の とおり限事の	松石	四七番二号四七番二号の住所生産業者の住所生産業者の住所を発売中田町上沼字本宮の七番二号の上番二号の上番二号の上番二号の上番二号の上番二号の上番二号の上番二号の上	
一平 月成 十二 日 日 年		歴	第十二条第二項の カリ			Table Ta	〇 〇 分	項最大量を許される有を許される有を許されるの他のとおり制限事の 関は大量を許される有害が現れるのとおり制限事の 関は大量を許される有害が見れるのとおり制限分事の	小 石	五七号 四七番二号 四七番二号 四七番二号 四七番二号 四七番二号 四七番二号 四七番二号 四十番二号 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	二平 一平 一平 月成 月成 有 四二 十十 対 日 七七 七七 日 日年 日年
平成二十一年		魚 かす粉末	魚かす粉末 魚かす粉末 魚かす粉末	カ ニ			〇 〇 分	項最含有 項最合		五七号川口町二丁目一番五七号川口町二丁目一番 宮巻帯市川口町二丁目一番 雷	三平 二平 一平 月成 月成 有 月二 月二 分 七十 七十 七十 日 七七 七七 日 年 日年

第2049号	平成21年	F4月	10日	金曜	日	宮	城	県	! :	公	報				소큐		<u> </u>		(4)
平成二十一年四月十日	肥料取締法(昭和二十五年〇宮城県告示第三百七十三号	第五五八号	第五五〇号	第五四九号	第五四八号	第五四七号	第五四六号	第五一三号	第五一一号	第五四二号	(宮城県)	登録番号		平成二十一年四月十日	事項に係る変	肥料取締法 (三	○宮城県告示第三百七十二号	工 月 九 日 一 年	一平 月成 二十 二十 二日年
年四月十日	昭和二十五年法三百七十三号	混合有機質肥料	混合有機質肥料	混合有機質肥料	混合有機質肥料	混合有機質肥料	混合有機質肥料	副産動物質肥料	混合有機質肥料	副産石灰肥料	月米の利業	巴科の重領		年四月十日	録事項に係る変更の届出があった。	昭和二十五年法	三百七十二号	第一〇五号	第五二八号
	律第百二十七号)	バイオノミクス	R R バイオノ有機S	ミュー バイオソ有機 P	ミュー ドラ	ER6 5 KP	ミスタイプ ビスタ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	エキタン有機	バイオノ有機S	天然かきがら石	月米の名系	巴科の名が			た。 :	律第百二十七号)		魚かす粉末	混合有機質肥料
	肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により、宮城県告示第三百七十三号	人大成農材㈱	大成農材㈱	大成農材㈱	大成農材㈱	大成農材㈱	大成農材㈱	大成農材㈱	5 大成農材㈱	4		生産	宮城県知事		1	肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定により、「ユーナ」(『コート』)		号 粕粉末肥料一	機九二〇本才有
											び	者の氏	争 村 井					七.0	九 · 〇
	次の肥料の登録は、生										住所	又は	嘉浩			次のとおり肥料の登		六・七	<u>-</u> 0
	失 効 し 	代表者の氏名の変	更 代表者の氏名の変	代表者の氏名の変	代表者の氏名の変	更 代表者の氏名の変	(代表者の氏名の変	更 代表者の氏名の変	更 代表者の氏名の変	会社名の変更	変更事項				-	の 登 ——		頂島今	頂品会
		福田量二	—————————————————————————————————————	福田量二	福田量二	福田量二	福田量二	福田量二	福田量二	(有)日高見畜産 (日)	変更前	変更						項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事含有を許される有害成分の	項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事含有を許される有害成分の
		杉浦	杉浦	杉浦	杉浦	杉浦	杉浦	杉浦	杉浦	㈱日高見牧場		の内容						太協物産㈱	ミズホユーキ旬
		宏	宏	宏	宏	宏	宏	宏	宏	見牧場	変 更 後							号石巻市湊町四丁目一番七	北町七丁目九番一三号兵庫県神戸市東灘区魚崎
		三平月成二日十二年	三平月二十一日年	三平月一日日年	三平月一日一日年	三平月一日日年	三平月二十一年	三平月二十一日年	三平月二十一年	月 十 三 日 二 十 年 六	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	芝更丰						二 円成二十 十 八 日	二平 月成 二十十 日四年

宮

宮城県知事が、村の井の嘉の浩の			
登録番号 「料)重質	2	産業者の氏	
夕交年月日 (宮城県)	アルカリ分その他の共村	は 名	生産業者の住所
十二月十六日	四五・○ 最大量及びその他の制限事 含有を許される有害成分の	阿部哲夫	石卷市流留字町十一番二号
平成二十一年────────────────────────────────────	項は公定規格のとおり最大量及びその他の制限事会有を許される有害成分の	太協物産㈱	石巻市湊町四丁目一番七号

果を次のとおり公表する。 ○宮城県告示第三百七十四号

平成二十一年四月十日

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十年七月から十二月分

(注) 一 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。

分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

主成分の略号は次のとおりである。

Ξ TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、AL-アルカリ分

○宮城県告示第三百七十五号

肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結

果を次のとおり公表する。

平成二十一年四月十日

(5)

			検	の概	要		
肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	分析検	查	R 正真 0 食宜)	備考
			項目	指摘事項	作記票の材置	その 化 の 村 査	
副産石灰肥料	(有)シェルズ	かきパワー	主成分-AL	量不足 4 L - 保証成分			七/二十八
混合有機質肥料	㈱ヒロキ	武蔵屋有機	主成分 - TN、TP				七 ノ 三 十 一
消石灰	宮城石灰工業㈱	65消石灰	主成分-AL				十立人ノナイ

平成二十年七月から十二月分

宮城県知事

村

井

嘉

浩

唯口		坝从			<u>公</u>	羊 区						
た い 肥	た い 肥	た い 肥	た い 肥	た い 肥	た い 肥	た い 肥	た い 肥	た い 肥	た い 肥	た い 肥	の 指列 定 服 名*	朱 巴
旬佐々木養豚ファーム	㈱日高見牧場	ヤヨイ化学㈱	根白石有機肥料生産組合	新誠木材㈱	農事組合法人蔵王ファー	石巻環境サービス㈱	株とロキ	みやぎ仙南農業協同組合	みやぎ仙南農業協同組合	イセファー ム東北㈱	くは販売業者又は表示者	上が単端である。
完熟たい肥みのるくん	スーパーたい肥	パワーバーク	泉のめぐみ	グリーンセブン	発酵肥料「これだね」	にっこり有機	武蔵屋有機	館の堆肥	JA有機肥料	イセ肥料 - 有機3号	(及び商品名)	III III
_ _ _ _	〇 四 八	O : : 六	〇 八 一	〇·八九	三・四五	一 五	=	〇· 九 六	- 六 一	三	% T % N	
六、八三	0.11	O・O九	〇・六四	O・七三	五・四五	二、八五	五・三九	ー 五 八	O <u>=</u>	四・七八		
三・四七	〇·四八	O· - \	一・七三	〇· 六 一	二、四八	三・〇五	二・五九	一・七八	一・七六	三・七二	% т % к	
 四 一	二四					薑				t	mg T / C kg u	検査
八八六	四六					二〇九				五五八	mg T / Z kg n	0
四 · 九	<u>·</u>					二· 七				五、八	T C a O	結
八	三五五	二九	— 四		八	_ _ 四	_	_ 五	_	八	C / N	果
三九・一	六一.九	五〇・六	五 - ·	五五・三	_ 四 · 一	五	六	四〇・四	四七・七	二六、八	(水 %分	
											のそ 検の 査他	
十一/月 /十八	十一/月 /十八	十一 一 八月 十七	十立 一/月 十二	十立 ノ 七月 日	十立 /入 六月	九立 / 月 一日	七立 /月 三十一	七ノス月日一	七ノス月日一	七/二十八 二十八	備	

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - りん酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCaO - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含量

二 分析値は、TCu及びTZnについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

○宮城県告示第三百七十六号

家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家

二畜種

牛 (ホルスタイン種)

ヨーネ病

畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十一年四月十日

家畜伝染病の種類

宮城県知事

村 井 嘉 浩

Ξ

患畜 二頭

患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

発生の場所又は区域

兀

宮 城 県 公 報 第2049号 平成20年11月収去 安全性に関する検査 六 項の規定により、平成二十年十一月から十二月までに収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公 五 ○宮城県告示第三百七十七号 三和油脂株式会社仙 台工場 大衡村 ナーリン株式会社東 北工場 黒川郡大郷町 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七 製造事業場等の名称 及び所在地 患畜の取扱い 法令殺 登米市 平成二十一年四月十日 平成二十一年三月二十四日 発生年月日 回左 回左 ᅜ 去場所 脱脂糠 ニネラル入り混合飼料 ビタミン・ミネラル 入り混合飼料 飼料又は飼料添加物 の区分 宮城県知事 脱脂糠 マリンカル100 ネオ・ナーリンブルー 飼料又は飼料添加物の名称 村 井 嘉 製作 浩 H20.11 H20.11 動物性飼料 - 動物由来たん白質 H20.11 動物性飼料 - 動物由来たん白質 動物性飼料 - 動物由来たん白質

맭

褒

ቯ

Ш

違反の有無及び違反の内容

湽

獣

熊

安全性に関する検査

平成20年12月収去

)	平成21年	₹4月10
	サッポロビール株式 会社仙台工場 名取市	製造事業場等の名称 及び所在地
	回左	収去場所
	ビール粕飼料	飼料又は飼料添加物 の区分
	モルトフィード/サッポロ サイレージ	飼料又は飼料添加物の名称
	H20.12	製金
	動物性飼料 - 動物由来たん白質	武 験 項 目
	潍	違反の有無及び違反の内容

解除に係る保安林の所在場所

林の指定を解除する。

平成二十一年四月十日

○宮城県告示第三百七十八号

株式会社ジェイ美食 名取工場 名取市	バイオバンク株式会 社仙台工場 名取市
同左	可左
米ぬか発酵飼料	混合飼料
スーパープラン	RB-2000
H20. 6	H20.12
動物性飼料 - 動物由来たん白質	動物性飼料 - 動物由来たん白質
潍	潍

平成20年12月収去 栄養成分に関する検査

日本配合飼料株式会 社庙絵工場 塩釜市	製造事業場等の 名称及び所在地
株式会社エフ・ディ・エス大崎市	収去場所
ノーサン印若齢牛育 成用配合飼料 ニューグロアーネオ	飼料の名称
H20.12	製御生造人用
15.0	語 白質た %
3.7	粗脂肪%
0.82	は グイウン ない かん %
0.59	験 り ん %
6.1	粗繊維%
5.6	粗灰分
1	の 水館 溶素 音 %
1	ペン楽 野消 シ化ペ
1	T D Z 烟
	M E kcal/
1	その他 の検査
泔	違反の内容

(注) を付けている。 飼料が,飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項,第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には,飼料の名称の前に「働」

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市若林区荒浜字川向四八の二から四八の四まで、五二の三、五三の二

保安林として指定された目的

潮害の防備

解除の理由

Ξ

指定理由の消滅

○宮城県告示第三百七十九号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年四月十日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県大河原

土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月十日

 \equiv 路線名 三百四十九号

道路の種類

国道

宮城県知事

村

井

浩

道路の区域

Ξ

	先まで	同郡同町舘矢間山田字小巻三四番ー地一地先から	伊具郡丸森町舘矢間山田字西畑二五番		変更の区間
B	も A	С	前 B	А	前変 更 後の
九 三 〇 · 〇	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		九· 三〇· 〇	六・〇~ 九八・五	(メートル)敷地の幅員
ハハハ・ハ	三〇. 五	一八六・五	八八八・八	八三〇・三	(メートル)敷地の延長
		分をいう。	係図面に表示		備考

宮

十一年四月十日から施行する。

第2049号

変更したので告示する ○宮城県告示第三百八十号 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、平成二十一年四月十日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県東部土

平成二十一年四月十日

道路の種類 県道

路 線 名 石森永井線

道路の区域

Ξ

で 同市中田町石森字前田四四番一地先ま 登米市中田町石森字前田四六番一地先 変 更 の X 間 前変 更 後の 前 A 後 В Α (メートル)敷地の幅員 五 七 〇 〇 五 七 〇 (メートル)敷地の延長 二四・九 二四・九 一三五・五 らう 面に表示する 敷地の区分を Bは、関係図 上記A及び 備 考

○宮城県告示第三百八十一号

城

平成十七年宮城県告示第千百九十三号(浸水想定区域の指定)の一部を次のように改正し、 平成

平成二十一年四月十日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

第一号の表二股川の項中「北上川合流点」を「大臣管理区間境」に改める。

○宮城県告示第三百八十二号

条第二項の規定により、平成二十一年四月一日認可した 旧迫川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる

平成二十一年四月十日

(9)

宮城県北部地方振興事務所

所 툱 高 橋 幸 夫

○宮城県告示第三百八十三号

条第二項の規定により、平成二十一年四月一日認可した 遠田郡南郷土地改良区の定款変更について、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

平成二十一年四月十日

浩

宮城県北部地方振興事務所

所

長

高

橋

幸

夫

宮城県知事

村

井

嘉

○宮城県告示第三百八十四号

登米吉田土地改良区の定款変更について、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条

第二項の規定により、平成二十一年四月二日認可した。

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

宮城県東部地方振興事務所

所

長

東

野

真

人

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

平成二十一年四月十日

○宮城県告示第三百八十五号

区役員の就任について、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 階上大谷土地改良

平成二十一年四月十日

就任した者

氏 名 住 所 役職名

宮城県気仙沼地方振興事務所

所

툱

小

泉

保

教 育 委 員 会

平成二十一年四月一日

佐

藤

美千夫

気仙沼市波路上原八十一番地

理

事

就 任 年 月 日

○宮城県教育委員会告示第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第十三条の規定によ

六

問い合わせ先

行います。

ıΣ なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。 教育委員会の定例会を次のとおり招集する

平成二十一年四月十日

宮城県教育委員会

員長 大 村 虔

場 所 教育委員会会議室

日

時

平成二十一年四月十七日

午後一時三十分

Ξ 事

1 学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正について

2 宮城県指定文化財の指定について

3 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

報

兀

傍聴者の定員

五 士人 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して

傍聴の手続は、 先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県教育庁総務課総務班 (電話〇二二-二二一-三六一一)

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十七号

公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第百十条の五の規定により交付した左記の証票

平成二十一年三月三十一日以降無効とする。

Ιţ

平成二十一年四月十日

記

宮城県選挙管理委員会

委 員 長 佐 藤 健

> 証 票 番 号

候 第三号の〇五三

票 番 号 (d) 第三号の〇五二

証

○宮選管告示第四十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年四月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長

佐

藤

健

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一栗原市立栗駒病院の項中「同 市栗駒岩ヶ崎八日町六九番地」を「同 市栗駒岩ヶ崎松木

田一〇番地一」に改める。

別表第二石巻地区広域行政事務組合養護老人ホーム万生園の項、きたかみ園の項を削る。

この告示は、平成二十一年四月十日から施行する。

○宮選管告示第四十九号

平成七年宮選管告示第八号 (個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のよう

に改正する。

平成二十一年四月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健

住吉町研修交流センターの項の次に次のように加える。

大河原町駅前コミュニティセンター

郡同 町大谷字町向一二六番地四

並松集会所の項中「並松集会所」を「第六B区集会所」に改める

葉坂構造改善センターの項の次に次のように加える。

北船岡集会所

同 郡同 町北船岡二丁目一〇番四号

労 働 委 員 会

○宮城県労働委員会告示第一号

会あっせん員候補者は、次のとおりである。 労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号) 第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員

平成二十一年四月十日

宮城県労働委員会

長 渡 邊 克 彦

宮城県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成21年 4月 1日現在)

	13	無	田	*	道	E	₩	及	念	祓	¥	叫	揻	
	堣	콰	益	祌	凞	쿈	田	≡	K	田	野	河	囊	凩
	쾇	⊳	业		雕		火	*	敏		鸽	阖	克	仂
	\mathcal{N}	#	žá	龗	核	峞	永久子	亡	品	州	4	₩	揃	
	宮城県労働委員会委員 ㈱ユーメディア代表取締役社長	宮城県労働委員会委員 ㈱河北仙販参与	宮城県労働委員会委員 ㈱仙台ビルディング取締役会長	宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部委 員長	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連 合会事務局長	宮城県労働委員会委員 NEC トーキン労働組合中央執 行委員長	宮城県労働委員会委員 宮城県労働組合総連合副議長兼 女性部長	宮城県労働委員会委員 自治労宮城県本部中央執行委員 長	宮城県労働委員会委員	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	現職
	宮城県印刷工業組合理事長	㈱河北仙販顧問	㈱仙台ビルディング代表取 締役社長	宮城県東北電力関連産業労 働組合総連合会長	SEIYU グループ労連副会 長	電機連合トーキン労働組合 副中央執行委員長	宮城民主医療機関労働組合 女性部長	自治労宮城県本部書記長	宮城県労働委員会事務局長	横浜国立大学経営学部助教 授	名古屋大学法学部教授	仙台弁護士会副会長	仙台弁護士会会長	主要経歴
	平20.4.1	平20.4.1	平20.4.1	平20 . 4 . 1	平20 . 4 . 1	平20.4.1	平20 . 4 . 1	平20 . 4 . 1	平20.4.1	平20.4.1	平20.4.1	平20.4.1	平20.4.1	委嘱年月日
_														

炒		拉	拉	颁
K	堻	₹¢ 	* *	쨇
華	绥		淵	纀
Ħ	₩	数	⇒	超
宮城県労働委員会事務局 審査調整課長	宮城県労働委員会事務局 次長兼総務課長	宮城県労働委員会事務局長	宮城県労働委員会委員 東北電力㈱人財部部長	宮城県労働委員会委員 欿宮城県経営者協会専務理事
環境生活部竹の内産廃処分 場対策室長	仙南保健福祉事務所長	保健福祉部次長	東北電力㈱人財部副部長	東北電力㈱執行役員東京支 社長
平19.4.1	平21 . 4 . 1	平20 . 4 . 1	平20.8.1	平20 . 4 . 1